

提言

音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用と
そのための環境整備



平成29年（2017年）8月22日

日本学術会議

言語・文学委員会

科学と日本語分科会

この提言は、日本学術会議 言語・文学委員会 科学と日本語分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議言語・文学委員会科学と日本語分科会

委員長	工藤真由美（連携会員）	大阪大学名誉教授
副委員長	金水 敏（連携会員）	大阪大学大学院文学研究科教授
幹事	鈴木 泰（連携会員）	東京大学名誉教授
幹事	吉田 和彦（連携会員）	京都大学大学院文学研究科教授
	木部 暢子（第一部会員）	人間文化研究機構国立国語研究所教授
	小林 隆（連携会員）	東北大学大学院文学研究科教授
	才田いずみ（連携会員）	東北大学大学院文学研究科教授
	酒井 邦嘉（連携会員）	東京大学大学院総合文化研究科教授
	田口 紀子（連携会員）	京都大学大学院文学研究科教授
	谷川 恵一（連携会員）	人間文化研究機構国文学研究資料館教授
	田村 毅（連携会員）	獨協大学特任教授
	日比谷潤子（連携会員）	国際基督教大学学長
	松森 晶子（連携会員）	日本女子大学文学部教授
	小磯 花絵（特任連携会員）	人間文化研究機構国立国語研究所准教授
	丸山 岳彦（特任連携会員）	専修大学文学部准教授

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務及び調査を担当した。

事務局	井上 示恩	参事官（審議第一担当）（平成29年3月まで）
	西澤 立志	参事官（審議第一担当）（平成29年4月から）
	渡邊 浩充	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（平成28年12月まで）
	齋藤 實寿	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（平成29年1月から）
	石部 康子	参事官（審議第一担当）付専門職

要 旨

1 作成の背景

科学技術の進展や世界状況の変化に伴い、日本語を取り巻く環境が急速に変化している。特に、これまで日常言語として役割を果たしてきた音声言語（方言・話し言葉）、及び聴覚に障害のある人にとっての日常言語である手話言語（手指日本語を含まない）の多様性が衰退し、言語の画一化が進みつつある。

音声言語や手話言語は、子どもが最初に獲得する言語（母語）であり、その後、様々な認識や高度な思考、感情等を身につけるための基盤となる存在である。音声言語や手話言語が地域や世代等により多様な姿を示すのは、これらがコミュニティの文化、社会、歴史と深く結びついているからに他ならない。その多様性が失われるということは、子どもたちの、その後の発達基盤となる言語が画一化し、多様な発想を生む素地がなくなってしまうこと、また、日本文化の多様性を解明する糸口がなくなってしまうことを意味する。加えて、手話言語に関しては、社会制度の整備が不十分であると同時に、社会の認知度が極めて低いという現状がある。

2010年、日本学術会議は「日本の展望—人文・社会科学からの提言」の中で「今後の日本の構想力、革新力、そして文化発信力・受信力を育てるためには、『公共的言語』の再確立が急務である」と提言した¹。しかし、現在では公共的言語能力の基盤をなす「私的話し言葉」としての音声言語や手話言語が衰退し、その多様性が失われようとしている。

2 現状及び問題点

言語の多様性の衰退は、日本だけでなく世界中で起きている。これに対して、国連教育科学文化機関（ユネスコ）は、21世紀に入ってすぐに消滅の危機にある少数言語の保護を呼びかけ、その結果、世界中で言語の多様性の保持・保全活動が行われるようになった。日本では、文化庁が2010年から委託事業として危機言語・方言の調査を実施しているが、予算的には微々たるもので、国としての措置はとられていない。

歴史的典籍（古い時代の文献資料）に関しては、2014年から「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計画」が始まり、データベースの構築が行われるようになった。衰退著しい音声言語及び手話言語は、消滅後には復元が不可能であるという点で、記録・保存の緊急性が高い。これらが消滅する前に、これまで文化財とみとめられていなかった音声言語及び手話言語を文化財としてとらえ直し、記録・保存する必要がある。そのために、音声言語及び手話言語のアーカイブを作成し、学術や教育の現場で適切に活用すること、及び手話言語に関する法律の整備を含めて、それを可能にする環境の整備を急がなければならない。

3 提言の内容

1 日本学術会議 日本の展望委員会 人文・社会科学作業分科会「日本の展望—人文・社会科学からの提言」[15]

以上の背景、現状及び問題点を踏まえ、次の四つを提言する。

(1) 音声言語及び手話言語のアーカイブの構築

総務省、文部科学省、厚生労働省等の関係省庁は、音声言語及び手話言語の多様性の記録・保存のために、これらのデータの体系的な整備とアーカイブの構築に向けた方策をとる必要がある。また、このアーカイブが学校教育や日本語教育、地域コミュニティの活動、学術研究、情報産業等で活用されるよう、方策をとるべきである。

(2) 音声言語及び手話言語のアーカイブの活用

総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等の関係省庁は、上記アーカイブが有効に活用されるよう、方策をとる必要がある。主な活用として、次のようなものが想定される。学校教育においては、多様性の価値や自らの母語を客観的にとらえ直す教材、聴覚特別支援教育においては、日本手話の教材、日本語教育においては、地域の実情に合わせた日本語・方言の教材、地域活動においては、地域言語・手話言語のアーカイブの作成を軸とした地域コミュニティの活性化の素材、学術研究においては、日本語及び日本手話の研究のみならず多岐にわたる分野の研究の基盤資料、情報産業においては、多様な音声に対応した製品開発のための資源。

(3) アーカイブ構築・活用のための人材育成

多様な音声言語及び手話言語データの計画的な収集・整備やアーカイブの作成、及びデータの有効な活用のためには、音声言語や手話言語、及びそれに関連する IT 技術の専門的知識を有する人材の育成が急務である。国は、大学や研究機関等がこれらの人材を育成するための環境を整備する必要がある。また、国や地方自治体は、音声言語や手話言語、及びそれに関連する IT 技術の専門的知識を持つ人材を地方自治体、学校、公立図書館、学校図書館、介護・福祉施設等に適切に配置するシステムを整える必要がある。

(4) 手話に関する法律の整備

国は、諸外国に比べて遅れている手話言語に関する法律を整備し、基本的人権である言語権を保障すべきである。また、ろう教育にろう者が携わることができるよう、日本手話の母語話者を教員として採用するための法律を整備すべきである。

目 次

1	はじめに.....	1
2	音声言語及び手話言語の位置づけ.....	1
	(1) 音声言語及び手話言語の定義.....	1
	(2) 母語としての音声言語及び手話言語.....	2
3	音声言語及び手話言語の多様性.....	3
4	音声言語及び手話言語の多様性の衰退.....	4
	(1) 多様性の衰退の要因.....	4
	① 学校教育における方言・手話の扱い.....	4
	② 社会の変化.....	5
	③ 自然災害によるコミュニティの崩壊.....	6
	(2) 多様性の衰退に対する世界の動き.....	7
	(3) これまでの方言収集事業.....	8
	(4) 多様性を守ることの意義.....	9
5	音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用へ向けて.....	9
	(1) 音声言語及び手話言語アーカイブの構築.....	10
	① 音声言語及び手話言語アーカイブの構築.....	10
	② 音声言語及び手話言語データ収集の方法.....	10
	③ データの構造化.....	11
	(2) 音声言語及び手話言語アーカイブの活用.....	12
	① 学校教育（初等・中等教育）での活用.....	12
	② 日本語教育での活用.....	13
	③ 地域コミュニティでの活用.....	14
	④ 学術研究での活用.....	14
	⑤ 情報産業と連携した活用.....	15
	(3) アーカイブ構築・活用のための人材育成.....	15
	(4) 手話に関する法律の整備.....	16
6	提言.....	17
	<参考文献>.....	19
	<参考資料1> 審議経過.....	21
	<参考資料2> 経済企画庁「国民生活白書 豊かな交流 人と人のふれあいの再発見」	23
	<参考資料3> 文部科学省「昭和55年版科学技術白書」(1993).....	24
	<参考資料4> “Atlas of the World’s Languages in Danger”.....	24
	<参考資料5> 文化財保護法第二条.....	25
	<参考資料6> 障害者の権利に関する条約第二条.....	26
	<参考資料7> 障害者の権利に関する条約第二十一条.....	26
	<参考資料8> 障害者の権利に関する条約第二十四条.....	27

1 はじめに

科学技術の進展や世界状況の変化に伴い、日本語を取り巻く環境が急速に変化している。特に、これまで日常言語として役割を果たしてきた音声言語（方言・話し言葉）、及び聴覚に障害のある人にとっての日常言語である手話言語（手指日本語を含まない）の多様性が衰退し、言語の画一化が進みつつある

音声言語や手話言語は、子どもが最初に獲得する言語（母語）であり、その後、様々な認識や高度な思考、感情等を身につけるための基盤となる存在である。音声言語や手話言語が地域や世代等により多様な姿を示すのは、これらがコミュニティの文化、社会、歴史と深く結びついているからに他ならない。その多様性が失われるということは、子どもたちの、その後の発達基盤となる言語が画一化し、多様な発想を生む素地がなくなってしまうこと、また、日本文化の多様性を解明する糸口がなくなってしまうことを意味する。加えて、手話言語に関しては、社会制度の整備が不十分であると同時に、社会の認知度が極めて低いという現状がある。

2010年、日本学術会議は「日本の展望—人文・社会科学からの提言」の中で「今後の日本の構想力、革新力、そして文化発信力・受信力を育てるためには、『公共的言語』の再確立が急務である」と提言した。しかし、現在では公共的言語能力の基盤をなす「私的話し言葉」としての音声言語や手話言語が衰退し、その多様性が失われようとしている。

以上を踏まえ、音声言語及び手話言語の多様性に気づき、そのような認識に基づいた教育や地域コミュニティの活動を推進していくために、音声言語及び手話言語のアーカイブを作成し、学術や教育の現場で適切に活用していくこと、及び手話言語に関する法律の整備を含めて、それを可能にする環境の整備を提言する。

2 音声言語及び手話言語の位置づけ

(1) 音声言語及び手話言語の定義

最初に、本提言で取り上げる「音声言語」と「手話言語」を定義しておく。まず、言語には、どのような手段で相手に伝えるかによって「音声言語」、「文字言語」、「手話言語」の3つがある。「音声言語」とは、言語のうち音声を利用する言語のこと、すなわち「話し言葉」のことで、子どもが最初に習得する言語である。これに対し「文字言語」（書き言葉）は、音声言語の習得がある程度進んだ段階で習得する言語であって、音声言語とは区別される。音声言語と文字言語の関係については、「文字を持たない言語はあっても音声を持たない言語はない」という事実が示しているように、音声言語が第一義的な存在であり、文字言語は音声言語を元にして生まれた第二義的存在であるという関係にある。

次に、「手話言語」とは、聴覚に障害のある人が中心となって使用する言語のことである。日本では、自然言語として生まれた「日本手話」と、日本語の語順にしたがって手話の語の一部を並べた「手指日本語（しゅしにほんご）」（「日本語対应手話」、「シムコム」[SimCom, simultaneous communication の略]と呼ばれることもある）が主に使

用されている。このうち日本手話は音声言語の日本語とは全く異なる言語であって、子どもが最初に獲得する言語であり、聴覚に障害のある人にとっての第一義的な存在である。一般の人には、手話はジェスチャーやマイムと誤解されることが多く、言語としての認識度が低いという現状がある²。音声言語の代替手段であるとか、人工的に発明できるとか、世界共通の手話が存在するなど誤解されることがいまだに多いが、日本手話は、代名詞などの体系的な語彙構造や接続詞、時制（テンス）などの文法機能を担う語を持つなど、言語としての体系性を十全に備えている。また、NMM（非手指標識）といって、手話の文法を担う手指以外の動作（視線の移動や顎引きなど）を持っている。日本手話を母語（第一言語）として話す人、あるいは日本手話を日常で使う難聴者を「ろう者・ろう児」と言う。ろう者・ろう児は、独自のろう文化を継承している。

一方、日本語を話しながら手話単語を並べる手指日本語は、音声言語としての日本語を手と指で表現したものであって、語順や文法は音声日本語に依拠している。その点で、手指日本語は「音声日本語」の一種であって、「手話言語」ではない。音声日本語を母語として獲得した後に聴覚障害となった中途失聴者や、手話を母語とせず口話法（音声言語の発声を訓練し、音声言語によって意思交換を行う方法）により音声日本語を身に付けた人が手指日本語を日常的に用いることが多く、テレビ放送で使われるのも多くは手指日本語である。このように、手指日本語は手話言語とは呼べないものであるが、「日本語対応手話」という名称で呼ばれているため、一般には「手話」の一種とされている³。本提言では、このような誤解を避けるために、手指日本語（日本語対応手話）を手話言語に含めず、「日本手話」のみを指して「手話言語」と呼ぶ。

(2) 母語としての音声言語及び手話言語

上記の定義にしたがえば、音声言語と手話言語は、母語として乳幼児が自然に獲得できる言語（自然言語）という点で共通している。言うまでもなく、母語はあらゆる知的能力の基盤となるものであり、その基盤に立って初めて外国語の習得や高度な科学的思考等が可能となる。言語の役割について、2010年の「日本の展望—人文・社会科学からの提言」では次のように述べている。

言語は言うまでもなく、単なるコミュニケーション手段ではない。言語は認識や思考、感情などを伝える表現・伝達手段であると同時に、人間が自分の認識・思考・感情を自覚的に把握して、更に深めていく時に不可欠な「内面の媒体」である。(11頁)

「日本の展望—人文・社会科学からの提言」では、言語の役割を上記のように規定しつつ、言語を運用の面から3つの相に分けている。

言語は、現実の運用においては大きく整理して言えば、3つの相を持っていると考

2 酒井邦嘉『言語の脳科学』中公新書 [9] 260頁-263頁

3 木村晴美『日本手話と日本語対応手話（手指日本語）—間にある「深い谷」』生活書院 [7] 12頁-17頁

えられる。それは私的空間（＝相互了解圏）内において通用する「私的話し言葉」、他者が存在する公共的な空間を前提とし、そこでの相互の理解と交流のために使用される「公共的言語」としての「書き言葉」、更に公共的な場での直接的な意見の交換を可能にする「公共的話し言葉」である。そしてその三者は循環し、互いに影響を与えて、言語の力を活性化する。

だが、いまグローバル化と異文化交流の時代にあって日本語の現状を考えれば、公共的空間における相互理解の論理に耐えうる「公共的言語」（書き言葉／話し言葉）の力が、著しく衰えていることが憂慮される。「公共的言語」の交わされる代表的な場である硬質なジャーナリズムは衰退し、また日々報じられる政治や行政の場における発言やそれを報じる一般的なジャーナリズム自体の言葉には、そこで要求される十分な深度と論理性を持たない言説が頻出する。「公共的言語」は「内面の媒体」として、その社会の知を耕し育て発信する力、そして更に他者である異文化を正しく理解し、評価する力の基盤である。今後の日本の構想力、革新力、そして文化発信力・受信力を育てるためには、「公共的言語」の再確立が急務である。（11頁）

上に引用したように、2010年の提言は「私的話し言葉」としての音声言語よりも「公共的言語」としての「書き言葉」「公共的話し言葉」の方に重点を置いた内容となっている。

手話言語については、2010年の提言では扱っていないが、私的空間（＝相互了解圏）内において通用する言語である点で、音声言語と同じように「私的話し言葉」に位置づけられる。

以上のように、音声言語と手話言語は、どちらも母語として知的能力の基盤をなし、運用面においては「私的話し言葉」という役割を担っており、言語として全く同じ位置づけにある。つまり、聴覚障害の有無により両者を分ける必然性は存在しない。以上の事実に基づき、本提言では両者をまとめ、「音声言語及び手話言語」と呼ぶ。

3 音声言語及び手話言語の多様性

音声言語及び手話言語は、どちらも多様である。言語の多様性は、それを使用するコミュニティの文化、社会、歴史、等々の多様性と密接に関係しており、人間文化とは如何なるものであるかを考える上で、極めて重要な役割を果たしている。例えば、「兄弟姉妹」を表す語は、標準語では「あに、あね、おとうと、いもうと」で表現されるが、奄美・沖縄では「性別」に関係なく「兄」「姉」を「シダ」という語で表し、「弟」「妹」を「ウトウトウ」という語で表す。このような奄美・沖縄の「兄弟姉妹」のシステムは、古い日本語の特徴を受け継いだものである。一方、東北から北陸、中部、山陰にかけての地域では、「弟」を「オジ」という。この地域では、長男が代々、家を継ぐ長子相続の習慣を持っている。次の戸主（現戸主の長男）から見ると現戸主の「弟」は「オジ」にあたるわけで、これが「弟」を表す語として定着したのである。

手話言語にも様々な地域差（方言）や世代差が見られる。例えば、「名前」という単語

は、関東などでは手の平に親指を拇印のように当てるが、関西では親指と人差し指で丸を作って名札のように胸に当てる形で示される。世代ごとに異なる手話単語も見られ、新語も次々と生まれている。手の形や位置、動き以外にも、前述のように、視線の移動や指差し、頷き等のNMM（非手指標識）で文法的要素を表し、表情や動作の違いを同時に加味することにより程度を表すといった特徴を持っており、それらが多様な表現につながっている。特に手話言語では、言語化しにくい程度表現などの部分に多様性を豊富に含んでおり、従来の手話単語に基づくデータベースでは明らかな不足がある。

これらの例が示しているように、音声言語及び手話言語の多様性は、コミュニティの文化、社会、歴史と深く結びついており、各コミュニティの文化、社会、歴史を解明するための糸口として、極めて重要な役割を持っている。

また、音声言語及び手話言語の多様性の価値を認識することは、あらゆる多様性を尊重する精神へとつながっていく。「日本の展望—人文・社会科学からの提言」では、以下のような問題を提起している。

近年、グローバル化の進展とともに、外国籍の人々がますます多く日本に居住するようになり（中略）異なる文化を背景に持つ人々が多元性・多様性を互いに尊重しながら、平和的に共生する社会を実現するための取り組みは焦眉の課題となっている。（7頁）

日本の中に多様な音声言語、多様な手話言語が存在するということを認識することは、上記の課題の解決に大きな貢献を与えられると思われる。

4 音声言語及び手話言語の多様性の衰退

上記のように、地域や世代により多様な姿を持つ音声言語及び手話言語は、言語、文化、社会、歴史、科学等の様々な分野で重要な役割を担っている。しかるに、近年、各地の伝統的な音声言語や手話言語が次の世代に伝わらず、衰退の一途をたどっている。以下、その要因とそれに対する従来の対応を見ていく。

(1) 多様性の衰退の要因

多様性の衰退の要因として、①学校教育における方言・手話の扱い、②社会の変化、③自然災害によるコミュニティの崩壊の3つを取り上げる。

① 学校教育における方言・手話の扱い

方言は、1970年ごろまで学校教育で使用が制限されていた。例えば、1951年改訂の「小学校学習指導要領 国語科編（試案）」では、方言や俗語の使用に関して、以下のような注意が述べられている⁴。

4 国立教育政策研究所 学習指導要領データベース <https://www.nier.go.jp/guideline/>（2017年1月閲覧）

第三学年：自分の使っていることばの中に、幼児語・方言・なまり・野卑なことばなどのあることに気づかせ、だんだんとよいことばや、共通語を使わせていくようにする。

第四学年：方言を使わないで話したり、自分の語法の誤りを認めることができるようにする。

第五学年：できるだけ語法の正しいことばを使い、俗語又は方言を避けるようにする。

第六学年：正しい語法に基づいた共通語を話し、俗語や方言はできるだけ避けるようにする。

これにより、東北や鹿児島、沖縄では、方言を使った児童に首から方言札を下げさせたり、立たせたりといった指導が行われた⁵。このような教育は、地方では 1971 年施行の「小学校学習指導要領 国語科」、第 4 学年に「共通語と方言とでは違いがあることを理解し、また、必要な場合には共通語で話すようにすること。」という文言が明記されるまで続いた。この間の教育は、「共通語＝正」、「方言＝俗・悪」という意識を児童・生徒に定着させ、児童・生徒が成人となり親となった現在は、自分の子どもに方言を使わせないようにするという形で地域のことばの衰退に影響を与えている。

手話に関しては、ろう学校では口話法が採用されていたため、手話や筆談の使用が禁止され、手首を後ろ手に縛り付けながら授業が行われたこともあった。補聴器や人工内耳等の医療器具を使用して言語音の聞き取りを補助することもあるが、雑音も増幅されるため、いやがる人が多い。そもそも、ろう者・ろう児は手話言語を第一言語として獲得している。上で述べたように（2 頁）、手話言語は独自の音韻構造・語彙構造・文法構造を有している。したがって、ろう者・ろう児が読唇法、口話法、人工内耳を用いて音声言語を学習するということは、日本語という別の言語を学習することを意味する。現在、教育現場で多く使われている手指日本語も、日本語から派生した人工言語であるという点で事情は同じである。このように、ろう者・ろう児に対する教育は、いまだに母語としての日本手話を考慮したものになっていない。その背景には、日本では手話に関する法律が整備されていないという立法上の問題も関係している（これについては第 6 章で述べる）。

② 社会の変化

第二次世界大戦終了後 10 年を経た 1955 年ごろから日本社会は大きく変化した。最も大きな変化は、人口の都市への集中である。経済企画庁「国民生活白書 豊かな交流人と人のふれあいの再発見」（1993）によると、1955 年から 1970 年にかけて、地方圏か

5 井谷泰彦著『沖縄の方言札：さまよえる沖縄の言葉をめぐる論考』ボーダーインク [1]

井上史雄『変わる方言 動く標準語』ちくま新書 [2] 46 頁-48 頁

文化庁委託事業『文化庁委託事業 危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究事業報告書』 [18]

文化庁委託事業『文化庁委託事業 危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究（八丈方言・国頭方言・沖縄方言・八重山方言）報告書』 [19]

ら3大都市圏への人口の転出は、毎年30万人を超える規模で進んだ⁶。人口の都市への集中は、同郷の者同士の結婚の減少、核家族化といった家族形態の変化を引き起こした。これにより、それまで家庭ではもっぱら方言が使用されていたが、1970年ごろ以降、家庭は方言を使用する場ではなくなった。

これに拍車をかけたのが、テレビの普及である。テレビの普及は人口の都市への集中とほぼ同じ1955年ごろから進み、1970年ごろには白黒テレビの普及率が100%近くとなった⁷。1970年ごろ以降に生まれた人は、生後すぐからテレビを通じて共通語に身近に接することとなり⁸、家庭はもはや方言習得の場ではなく、共通語習得の場となった。

手話言語に関しては、1990年ごろまで社会的に認知されることなく、手話コミュニティの中だけで使われてきた。公共の場で手話が使用されるようになったのは、1990年からNHKの教育テレビで手話によるテレビ・ニュースが開始されてからである。その後、記者会見や政見放送などのテレビ放送で手話通訳が行われるようになったが、これらには手指日本語が使用されることが多い。最近では日本手話を母語とするキャスターが徐々に活躍するようになってきたが、その結果、テレビ放送や公共の場で日本手話と手指日本語が区別されずに混在することとなり、ろう者は手指日本語が分からず、中途失聴者は日本手話が理解できないという深刻な事態が生じている。テレビで手指日本語が多用されれば、テレビの普及で方言が衰退したのと同じように、日本手話が衰退する危険性もある。

③ 自然災害によるコミュニティの崩壊

以上の要因に加え、自然災害による地域コミュニティの崩壊が地域の方言の衰退の原因となることがある。このことは、2011年の東日本大震災により、より鮮明となった。言うまでもなく、言語はそれを話すコミュニティがなければ成立しない。災害は突然、起こるため、災害時には対策を立てる時間がないまま、急速にコミュニティと方言が衰えていくことになる⁹。

また、言語弱者に対する情報伝達の問題も災害時に浮き彫りとなった。1995年の阪神淡路大震災のときには、外国人に対する情報伝達の不備が指摘され、2011年の東日本大震災のときには、聴覚に障害のある人たちへの情報伝達の問題が指摘された¹⁰。外国人への情報伝達については、弘前大学の佐藤和之教授らにより「やさしい日本語」¹¹が提案され、その後、改良が重ねられているが、聴覚に障害のある人たち、視

6 第1-2-1図「高度経済成長期に著しく進んだ都市化の状況」〈参考資料2〉

7 文部科学省「昭和55年版科学技術白書」第1-1-8図「主要家庭電気製品普及率」〈参考資料3〉

8 馬瀬良雄「言語形成に及ぼすテレビおよび都市の言語の影響」『国語学』125 [29] 13頁-27頁

9 大野眞男「岩手県被災地方言の現状について」文化庁委託事業報告会（2013年3月9日、仙台国際センター）発表資料

10 今井彩子「音のない3.11～被災地に聞こえない人もいた～」、本田栄子氏「災害時の手話通訳～阪神淡路大震災と東日本大震災～」(2013年12月15日言語・文学委員会、3分科会合同会議)

11 弘前大学人文学部社会言語学研究室「減災のための「やさしい日本語」」<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/> (2017年1月閲覧)

竟に障害のある人たちに対する情報発信の問題は、その後もほとんど議論がなされていない。

その一方で、東日本大震災の後、方言による紙芝居や昔話のかたりの会が東北各地で開催され、地域の人々を元気づけたという報告もあり¹²、地域コミュニティの再建にとって方言が大きな力を発揮することも明らかになった。

(2) 多様性の衰退に対する世界の動き

言語の多様性の衰退は、日本だけでなく世界中で起きている。欧米では、1990年代から少数民族の文化や言語の危機とその保護の問題が取り上げられるようになり、1990年代後半にはその保存と継承に関する活動が盛んになった。これを受けて、国連教育科学文化機関（ユネスコ）は、2003年3月に危機言語に関する専門家グループによる『言語の活力と危機』（Language Vitality and Endangerment）¹³を発表し、2009年2月には『世界消滅危機言語地図』（Atlas of the World's Languages in Danger）¹⁴を発表して、消滅の危機にある少数言語の保護を訴えた。

ユネスコの発表以前から、地域語復興の取り組みを行っている地域がある。例えば、ハワイでは、1898年の米国併合後、英語による教育が行われ、1980年代にはハワイ語話者が約2000人しかいないという状態になったが、ハワイ語の復興に取り組む人たちが現れ、1984年にハワイ語で授業が行われる保育園、1987年に小学校が設立された。ハワイ語の教育は、イマージョン・プログラム（没入法）といって、すべての教科を地域の言語で行う教育である¹⁵。これに合わせてハワイ語の辞書¹⁶やハワイ民話集、歌詞集、地名辞典等が作成された。

フランスのブルトン語でもイマージョン・プログラムが導入されている（ブルトン語は、ユネスコのリストで「著しい危機に瀕している」とされた）。1977年に幼児教育から大学入学準備教育までほぼすべての授業をブルトン語で行う学校「ディワン」が設立され、地域言語発展のために国が資金を支援している¹⁷。アジア・アフリカの危機言語に関しては、ロンドン大学 SOAS が各地の言語の記録をウェブで公開している¹⁸。また、オランダでは1990年代後半からマックス・プランク研究所が ‘The Language Archive’ というプロジェクトを走らせている¹⁹。

12 例えば、読売新聞 2013年8月29日朝刊に、福島県いわき市の被災者向け交流スペースで開かれた同県双葉町民の集いや、宮城県名取市の「方言を語り残そう会」の活動の紹介記事がある。

13 UNESCO Ad Hoc Expert Group on Endangered Languages “Language Vitality and Endangerment” <http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/00120-EN.pdf/> (2017年1月閲覧)

14 Endangered languages <http://www.unesco.org/languages-atlas/> (2017年1月閲覧) <参考資料4>

15 松原好次編著 (2010) 『消滅の危機にあるハワイ語の復権をめざして：先住民族による言語と文化の再活性化運動』（明石書店）[30]

16 Mary Kawena Pukui and Samuel H. Eibert (1957) “*Hawaiian Dictionary*”

17 梁川英俊 (著)、鹿児島大学法文学部 (著) (2011) 『〈辺境〉の文化カーケルトに学ぶ地域文化振興』[32]

「消えゆくブルトン語」<http://file.cours.mamagoto.com/fe22098f.pdf#search=%27%E3%83%87%E3%82%A3%E3%83%AF%E3%83%B3+%E3%83%96%E3%83%AB%E3%83%88%E3%83%B3%E8%AA%9E%27> (2017年4月閲覧)

18 <https://www.soas.ac.uk/>、<https://elar.soas.ac.uk/> (2017年4月閲覧)

19 <https://tla.mpi.nl/> (2017年4月閲覧)

それに対し、日本では、文化庁が「危機的な状況にある言語・方言」、「東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言」、「アイヌ語」の調査に関する委託事業²⁰（2010年～）を実施している²¹が、予算的には微々たるものである。

(3) これまでの方言収集事業

多様性の衰退に対する事業とは別に、日本では研究者による各地の方言の調査と収集が行われてきた。全国的な調査としては、明治末の「音韻口語法取調」、第2次世界大戦後は国立国語研究所（1948年設置）による『日本方言の記述的研究』（1959）²²、『日本言語地図』（1966～1974）²³、『方言文法全国地図』（1989～2006）²⁴、『方言談話資料』²⁵、文化庁の主導による「各地方言収集緊急調査」（1977～1985）、科学研究費補助金重点領域研究「日本語音声における韻律的特徴の実態とその教育に関する総合的研究」（1989～1992）、日本放送協会の『全国方言資料』（1966年）²⁶等がある。このうち文化庁の調査は、全都道府県224地点、1地点につき30時間程度の談話を収録したもので、規模としては最も大きなものである。また、東京の音声言語の調査として、国立国語研究所の『談話語の実態』（1955）²⁷、『話しことばの文型1』（1960）²⁸、『話しことばの文型2』（1963）²⁹、「日本語話し言葉コーパス」³⁰等がある。

ただし、音声データが公開されているのは、このうち日本放送協会編『全国方言資料』（ソノシート版、DVD版）、「各地方言収集緊急調査」の一部（DVD版）³¹くらいで、それ以外は音声データが公開されていない。

この他、個々の研究者や研究者グループが行った方言調査の音声データがある。これらは膨大な量に及ぶが、多くは個人の所蔵であり、これまでほとんど公開されていない。近年は、研究者の高齢化や死去によりこれらが散逸しようとしている。

手話言語に関しては、ろう者の手話を言語文化として社会的に認めるといった動きが最近になって活発化している³²。しかし、ろう者とは「日本手話という日本語とは異なる言語を話す言語的少数者」であるという認識に支えられた研究は始まったばかりで、多様な手話言語の記録と保存はいまだ不十分である。例えば、日本手話と手指日本語を区別することなく記録したものや、手話の語彙のみを収集して、文中での使用例や連語関

20 文化庁委託事業 http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/（2017年1月閲覧）[18]～[27]

21 <http://pj.ninjal.ac.jp/endangered/>、<http://www.ninjal.ac.jp/research/project-3/institute/endangered-languages/>（2017年4月閲覧）

22 『日本方言の記述的研究』 https://www.ninjal.ac.jp/s_data/drep/report_nijla/R0016.PDF

23 『日本言語地図』 http://db3.ninjal.ac.jp/publication_db/list.php?cat=ninjal19

24 『方言文法全国地図』 http://db3.ninjal.ac.jp/publication_db/list.php?cat=ninjal35

25 『方言談話資料』 https://www.ninjal.ac.jp/publication/catalogue/hogendanwa_siryu/（2017年1月閲覧）

26 日本放送協会編『全国方言資料』ソノシート版（1999年にCD-ROM版）[16]

27 『談話語の実態』 https://www.ninjal.ac.jp/s_data/drep/report_nijla/R0008.PDF

28 『話しことばの文型1』 https://www.ninjal.ac.jp/s_data/drep/report_nijla/R0018.PDF

29 『話しことばの文型2』 https://www.ninjal.ac.jp/s_data/drep/report_nijla/R0023.PDF

30 「日本語話し言葉コーパス」 http://pj.ninjal.ac.jp/corpus_center/cs/j/（2017年1月閲覧）

31 佐藤亮一・井上文子編『方言音声談話資料 日本のふるさとことば集成』国書刊行会 [10]

32 現代思想編集部編『ろう文化』青土社 [8]

係などが全く記録されていないものがあるなど、今後、検討すべき課題が山積している。

(4) 多様性を守ることの意義

上記のように、多様な音声言語及び手話言語のデータを国が支援して記録・保存するという取り組みは、諸外国に比べて日本は遅れている。そもそも、日本では、言語を文化の一部とみなす意識が希薄である。例えば、1950年制定の「文化財保護法」では、「文化財」を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区と定めており³³、言語はこの中に入っていない。しかし、「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」（無形文化財）、あるいは「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」（民俗文化財）という定義は、言語にもあてはまる。特に、社会の変化に伴い日本語や日本文化の多様性が急速に衰退しつつある現在、これらを記録しておかなければ、近現代の日本人がどのように会話し、どのような言語生活をおくっていたのかが忘れ去られ、復元が不可能になってしまうのである。

歴史的典籍（古い時代の文献資料）については、2014年から「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計画」が始まり、データベースの構築が行われている³⁴。IT技術の進展に伴い、大量の音声や映像の記録を作成することが可能となった現在、音声言語及び手話言語を文化財としてとらえ直し、有形・無形文化財や典籍と同じように記録・保存し、活用するというように考え方の転換を図る必要がある。

5 音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用へ向けて

では、音声言語及び手話言語を記録・保存・活用するために何をすればよいだろうか。その方法として、音声言語及び手話言語のアーカイブを構築し、それを活用すること、及びそれを可能にする環境を整備することを提案する。なお、ここで言うアーカイブとは、「重要な文書や史料、公文書、美術品、有形無形の文化財などを対象とし、それらの活用と未来への伝達を目的として、記録・保存を行うこと、あるいは、それらを集積した場所や保存館、記録したデータそのもの」を指す。

近年、e-Japan 戦略³⁵（2000）や、その後継となる u-Japan 政策³⁶（2000）などにより、放送・出版、美術館・博物館などのコンテンツをデジタルアーカイブ化し、国内外に対する情報発信を推進する動きが続いている³⁷。また、2011年の東日本大震災後は、総務省により「東日本大震災アーカイブ」基盤構築プロジェクト³⁸が進められている。前述のように、

33 「文化財保護法」第2条<参考資料5>

34 「歴史的典籍NW事業」<http://www.nijl.ac.jp/pages/cijproject/>（2017年1月閲覧）

35 首相官邸HP「IT戦略本部（第3回）」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kongo/digital/dai3/3gijisidai.html>（2017年1月閲覧）

36 総務省「u-Japan政策」http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict/u-japan/（2017年1月閲覧）

37 総務省、報道資料「知のデジタルアーカイブ～社会の知識インフラの拡充に向けて～ 一提言及びガイドラインの公表一」http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000041.html（2017年1月閲覧）

総務省「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」2012年3月26日、http://www.soumu.go.jp/main_content/000153595.pdf（2017年1月閲覧）

38 総務省「東日本大震災アーカイブ」基盤構築プロジェクト

音声言語及び手話言語も貴重な文化財として、これらの文化資料と同じように将来に引き継ぐべきであり、総務省、文部科学省、厚生労働省等の関係省庁は、お互いに連携協力して、早急にそのための方策をとる必要がある。

なお、音声言語は音声認識であり、手話言語は画像認識になるため、アーカイブの基礎となるデータベースの作成と解析には、それぞれに特化した解析手法の導入が必要となる。以下では、音声言語及び手話言語を対象としたアーカイブを構築する場合に何が必要となるかについて述べる。

(1) 音声言語及び手話言語アーカイブの構築

① 音声言語及び手話言語アーカイブの構築

日常使用されている音声言語及び手話言語は無数に存在する。そのうちの何を記録すればよいのだろうか。その時に参考になるのが、国立国語研究所の「現代日本語書き言葉均衡コーパス」(BCCWJ)である。コーパスとは、実際に話されたり書かれたりした言葉の使用例を大量に集積した言語データベースのことである。BCCWJでは、現代日本語書き言葉の全体像が把握できるよう、書籍、雑誌、新聞、白書、ブログ、ネット掲示板、教科書、法律など多様なメディア・ジャンルから無作為に約1億語のサンプルを抽出している。音声言語及び手話言語のデータベースもこれに倣い、現代の日本における音声言語及び手話言語がどのような姿であるかの全体像がわかるようにデータを収集する必要がある。それには、消滅危機方言を含め、日本全国で使われている音声言語及び手話言語のデータを世代差、話し手の属性(性別、職業等)、場面差(くだけた場、あらたまった場)等の様々な差異を含めて収集する必要がある。

また、どのような目的に利用するかということも、何を記録するかを決める際に重要な要素である。上述したような文化財としての記録・保存という目的のほか、学校教育や社会教育、日本語教育、学術研究での利用、情報産業との連携協力等が考えられる(第5章で詳しく述べる)。これらの利用目的のためにも、記録の対象は、現代の日本における音声言語及び手話言語の全体像が分かるようなものとしておく必要がある。

② 音声言語及び手話言語データ収集の方法

音声言語及び手話言語の収集方法には、新たに資料を収集する方法と既存の資料を再編・整備する方法がある。

新たに資料を収集する場合、1977～1985年度にかけて実施された文化庁の「各地方言収集緊急調査」が参考になる。これは、「全国的に急速に変化し、失われつつある各地の方言を各都道府県において、緊急に調査し、これを記録・保存する」という目的のもと実施された事業³⁹で、都道府県教育委員会と方言研究者の連携により、各

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/02ryutsu02_03000092.html (2017年1月閲覧)

39 井上文子・田原広史「全国方言談話資料データベースの作成に向けて」『大阪樟蔭女子大学日本語研究センター報告』9、93-102 [3]

地の方言が収集された。本提言でもこれと同じ方法を提案する。加えて、近年は地方自治体やNPOが地域文化の創生に力を入れているので、各地域の自治体や大学、研究者、NPO等の協力団体から成るネットワークを構築し、互いに連携協力してデータの収録と整備に当たるという方法が考えられる。

既存の資料を再編・整備する場合、これまでに録音・録画されたデータを再編・整備してアーカイブに取り込むという事業になる。日本語の音声は録音され始めたのは1900年代初頭にまでさかのぼる。100年前の録音は貴重であるが、記録メディアの劣化が激しく、データ整備の緊急度が高い。その後も継続的に各地で録音が行われてきたが、その多くは個人の手元や大学に保管されており、録音媒体（多くはオープンリールやカセットテープ）の劣化や破損が懸念される。これらの一刻も早い保全と音声のデジタル化が望まれる。ただし、これらは、もともと公開を前提として集められたものではないため、これらを1箇所を集約したり、公開したりすることには様々な問題があるが、散逸することは避けなければならない、早急に対処する必要がある。

手話言語の場合、これまで資料がほとんど収集されていないため、すべてこれから収集することとなる。既存のデータベースがいくつかないことはないが、それらは単語のみのデータであったり、モーションキャプチャによるCGのため非手指動作の自然な再現などに明らかな限界があったりして、いずれもデータベースとしては不十分なものである。

個々人の手元に死蔵されていた録音資料を集約し、公開した例に、鹿児島県が文化庁の助成（文化遺産を活かした地域活性化事業）を受けて実施した「奄美島唄保存伝承事業」（2011～2013年度）がある。この事業では、事業委員会が島唄に関する既存の資料や音源の情報を集め、所有者の承諾をとってデジタル化し、公開するという作業を行った⁴⁰。この事例は、音声言語のアーカイブにも参考になる。

③ データの構造化

収集した音声・映像データをアーカイブとして整備するためには、メタデータの付与、音声・映像の文字化と文字化資料に対する情報の付与、データの構造化といった一連のプロセスが必要である。

メタデータとは、データそれ自身を説明するためのデータのことである。音声言語及び手話言語のメタデータとしては、録音・録画の日時と場所、方言区分、発話者の属性（氏名、性別、年齢、出身地、居住歴）、録音・録画内容などが該当する。詳細なメタデータを整備することにより、コンテンツとして収録された音声言語及び手話言語の効率的な検索が可能になり、アーカイブとしての利用価値が飛躍的に高まることになる。これらの設計には、過去の方言調査・社会調査等によるノウハウを活用することができるが、多くは手作業で行わなければならないため、時間と人材の確保が必要となる。

40 奄美島唄保存伝承事業 <https://www.pref.kagoshima.jp/ab10/kyoiku-bunka/bunka/shinko/h25amamishimauta.html> (2017年1月閲覧)

次に、音声資料・映像資料はそのままでは検索することができないので、対応する文字化資料を作成し、それに様々な情報を付与（アノテーション）しなければならない⁴¹。近年、音声や映像の自動認識技術が進歩し、ある部分については自動でアノテーションが行えるようになったが、方言や手話言語のように多様なデータに対する自動アノテーションの方法は、今後の開発にまつところが大きく、やはり多くは手作業となる。

(2) 音声言語及び手話言語アーカイブの活用

上記のようにして構築したアーカイブは、実際にどのように活用できるだろうか。主なものに、①学校教育（初等・中等教育）での活用、②日本語教育での活用、③地域コミュニティでの活用、④学術研究での活用（日本語研究・日本語教育）、⑤情報産業と連携した活用、等が期待される。

① 学校教育（初等・中等教育）での活用

現行の学習指導要領（1998～1999年改訂）では、「生きる力」をはぐくむための方法の一つとして「総合的な学習の時間」が設けられている。この時間に地域に関する学習を取り上げる学校が多い。ただし、地域の自然や歴史、産業に比べて、地域の言語（方言）が授業で取り上げられることは、それほど多くない。その理由は、地域の方言について学習するための教材が少なく、指導方法も確立していないからである。前述のように、方言は1970年代まで学校で使用が制限されており、その後も共通語で話すことが奨励されてきた（5頁）。したがって、教材や指導書がないのは仕方がないことである。

一方、2016年12月12日の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について（答申）」⁴²では、「生きる力」の教育を一層深めるために、全ての学習の基盤となる言語能力の育成が打ち出されている。以下に関連箇所を引用する。

○ 現行の学習指導要領においては、全ての教科等において言語活動を重視し充実を図ってきたところであるが、今後、アクティブ・ラーニングの視点から授業改善に取り組んでいくためには、より一層、言語活動の充実を図り、全ての学習の基盤である言語能力を向上させることが必要不可欠である。このため、国語科が、中心的役割を担いながら他教科等と連携して言語能力の向上を図るとともに、国語科が育成する資質・能力が各教科等において育成する資質・能力の育成にも資することがカリキュラム・マネジメントの観点からも重要である。

○ このほか、地域の言語文化に関する学習の充実、情報の取扱いなども含む言葉

41 前川喜久雄編『講座 日本語コーパス1 コーパス入門』朝倉書店 [28]

42 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf (2017年4月閲覧)

を取り巻く環境の変化を踏まえた学習の充実等が求められる。(130頁)

2016年の答申では、障害の有無に関わらず様々な人と関わりながら学ぶことの重要性についても随所で触れられている。例えば、特別活動の項目には次のように書かれている。

異年齢の子どもや障害のある児童生徒等多様な他者と対話しながら協働すること、地域の人との交流の中で考えを広めたり自己肯定感を高めたりすること、自然体験活動を通じて自然と向き合い日頃得られない気づきを得ること、キャリア形成に関する自分自身の意思決定の過程において他の児童生徒や教員等との対話を通じて考えを深めることなども重要である。(234頁)

以上によれば、授業で方言や手話を取り上げることにより言語の多様な働きについての理解を深め、それにより「生きる力」をはぐくむという授業内容が一つの在り方として浮かび上がってくる。音声言語及び手話言語アーカイブはその材料として活用することができる。

② 日本語教育での活用

経済連携協定(EPA)による外国人の看護師・介護福祉士候補者の受入れ⁴³や、外国人研修制度、技能実習制度による外国人実習生の受入れ⁴⁴等、近年、外国人が日本各地で仕事をする状況が増え、それに伴い、外国人に対する日本語教育の重要度が増している。このような状況に対して、日本語教育学会を中心とする日本語教育分野では、様々な対応がとられている⁴⁵。その中で指摘されているのが、地域の実情にあった実践的な言語教材の不足である。特に、高齢者の介護に従事する看護師・介護福祉士は、日々、地域の高齢者とコミュニケーションを図らなければならない状況に置かれているが、現行の日本語教育では、各地の方言や高齢者の発話に関する教材が不足しており、これらの教育が十分に行われていない。また、介護の現場でこれらの言語を学習する際にも、その教材がほとんどないのが現状である。

高齢者介護における方言理解の問題は、外国人の看護師・介護福祉士のみならず、方言を知らない若い世代の日本人看護師・介護福祉士や他地域出身の医療従事者にとっての問題でもあり、地域語の学習教材の作成は、現場にとって緊急の課題である。これについては、わずかに「医療・福祉・介護従事者と方言プロジェクト」が医師・看護師向けに方言のデータベース(単語発話音声付き)をウェブで提供しているが⁴⁶、これは科研費プロジェクトとして実施されたものであり、今後、

43 公益社団 国際厚生事業団 https://jicwels.or.jp/?page_id=16/ (2017年1月閲覧)

44 公益財団法人 国際研修協力機構(JITCO) <http://www.jitco.or.jp/> (2017年1月閲覧)

45 社団法人日本語教育学会 <http://www.nkg.or.jp/kangokaigo/> (2017年1月閲覧)

46 「医療・福祉・介護従事者と方言プロジェクト」<http://ww4.tiki.ne.jp/~rockcat/hoken/index.html> (2017年1月)

長期的に医療・福祉・介護従事者向けの言語データベースが作成される見込みは立っていない。本来、このようなデータベースは、国の責任で作成すべきものである。本提言で構築する音声言語及び手話言語アーカイブは、各地の多様な音声・手話データを含んでおり、看護師・介護福祉士の言語教育に対して、実情に合わせた教材を提供することが可能である。

③ 地域コミュニティでの活用

第3章で述べたように、方言の衰退は地域社会の衰退による部分が多いが、逆に、方言が地域の活性化の原動力となることもある。先にあげた東日本大震災後の例（7頁）以外にも、沖縄・奄美では2000年以降、大きな方言辞典が相次いで刊行され、これが地域文化に活力を与えたという例がある⁴⁷。沖縄・奄美では、また、エフエム放送局による方言番組の放送や若者による方言CDの作成も盛んである⁴⁸。

地域コミュニティにおいては、アーカイブの作成と活用を連結させることにより、アーカイブが地域活性化の方策の一つとなりうる。例えば、方言を熟知する地域の高齢者が、自らアーカイブの作り手となり、作成したアーカイブを活用して地域活性化の一翼を担うといった循環構造を作ることによって、アーカイブを軸とした地域活性化が可能となる。

手話言語に関しても、手話言語の動画をインターネット上で共有したり、手話言語アーカイブをカルチャースクールの手話講座や聴者とうろう者の様々な交流の場において活用することにより、手話言語を軸として、地域コミュニティの活性化を図ることができる。

以上のような仕組みを構築・運営するためには、地方自治体、地域コミュニティのメンバー、地域のNPOやボランティア、研究者のネットワークの構築が欠かせない。これを主導するための専門職員を自治体に置く等の工夫が必要である。

④ 学術研究での活用

音声言語及び手話言語アーカイブが学術研究の基盤となることは、言うまでもない。前述のように、方言の研究は明治30年代の「音韻口語法取調」以来、今日まで脈々と続いている（7～8頁）。しかし、諸方言の音声データが大量に公開され、誰もがそれを利用して研究できるような環境は、まだ整っていない。手話言語に関しても、研究の基盤としてのデータは、まだ整備されていない。本提言で提案する音声言語及び手話言語アーカイブが構築されれば、初めて、学術研究の基盤となるデータが整備され、研究環境が整うことになる。これによって、日本語研究、手話研究のみならず、社会学や文化人類学、民俗学、情報学など、種々の学問分野が大きく発展する

閲覧)

47 宮城信勇『石垣方言辞典』沖縄タイムス社 [31]、菊千代・高橋俊三(2005)『与論方言辞典』武蔵野書院 [6]、入里輝男・高嶺方祐・波照間永吉(2011)『竹富方言辞典』南山社 [4]、富浜定吉(2013)『宮古伊良部方言辞典』沖縄タイムス社 [14] 等

48 あまみエフエム <http://www.npo-d.org/> (2017年1月閲覧)

ことは間違いない。また、国内だけでなく国外からも参照することができる点で、このアーカイブが学術研究にもたらす影響は甚大である。

⑤ 情報産業と連携した活用

音声言語を対象とした情報処理技術は、音声工学・音声言語情報処理に携わる企業や研究機関において長年にわたる研究実績がある。特に1990年代以降、大量の音声データに基づく統計的機械学習の手法が開発され、音声認識技術の性能は目覚ましい発展を遂げてきた。現代では携帯電話などの情報端末にも音声入力システム・対話システムが組み込まれており、音声認識技術が実用化レベルで広く浸透しつつある。更に、議会の会議録作成、テレビ放送に対する自動字幕生成、カーナビなどの車載機器やリモコンなどの家電機器に対する音声入力インターフェイス、医療現場における音声認識の活用（電子カルテ入力支援、電子トリアージ用情報伝達システム）など、日常の様々な場面において音声認識の技術が活用された製品開発が進んでいる⁴⁹。今後、情報端末に対する入力手段として、音声入力が重要性を増すことは間違いなく、より幅広いユーザに対応する頑健なシステム開発が望まれる。

多様な入力音声に対応するシステムの開発には、男女の発話・各世代の発話・各地方言の発話など、多様な発話音声を含む言語データがまず必要となる。本提言で提案する音声言語アーカイブは、そのような多様な発話音声を大量に含んでおり、多様性を内包する言語データの設計指針や具体例をシステムの研究や開発に提供することができる。これにより、情報産業に関わる企業や研究機関における基礎研究や応用システムの開発など、様々な面で大きな進展が期待される。

手話言語においては、手話言語アーカイブを利用することにより、翻訳システムの構築が期待される。特に、イラストやアニメーションでは十分に再現できない「非手指動作」(NMS, Non-Manual Signals) の情報が、母語話者の自然な表現を基礎とするアーカイブを活用すれば可能となる。

(3) アーカイブ構築・活用のための人材育成

上記のように、音声言語及び手話言語アーカイブの構築と活用には、大きな効果が期待されるが、その実現には様々な環境整備が必要となる。この節では、人材の育成について提言する。

音声言語及び手話言語アーカイブの構築は、音声言語及び手話言語データの収集、データの整備、データの構造化の3つの過程で行われる（10～12頁）。データの収集、データの整備については、フィールドワークによるデータの収集、データに対するメタデータの設計と付与、音声データの文字化と情報付与の作業が担当できる人材の確保が必

49 河原達也「音声認識技術」『電子情報通信学会誌』98-8 [5]、萩野実咲・高橋祐樹・安藤禎晃・岡田謙一「音声入力を用いた電子トリアージ用情報伝達システム」研究報告コンシューマ・デバイス&システム (CDS) 2013-CDS-6、8 [17]、山下浩司・小木理紗子・小暮悟・小西達裕・伊東幸宏「複数家電の連携操作が可能な家電音声入力インターフェースの構築」情報処理学会研究報告音声言語情報処理(SLP)、10(2009-SLP-075) [33]

須である。データの構造化については、音声言語処理や手話言語の専門的知識を持つ人材、及びアーカイブを構築するための IT 技術の専門家の育成が欠かせない。

学校教育、日本語教育における音声言語アーカイブの活用の際には、単に方言音声を聞かせるだけの授業にならないために、音声言語の特徴について言語学の立場から科学的に十分説明できる教員の養成や、そのような教員を学校に適切に配置する必要がある。また、手話言語のアーカイブの活用のためには、日本手話に関する知識を持つ教員の育成と適切な配置が必要である。

地域コミュニティでのアーカイブの構築と活用を推進し、地域コミュニティのメンバー、地域の NPO やボランティア、研究者のネットワークを運営するためには、地方自治体職員に言語学や手話言語、情報学に詳しい人を配置することが望まれる。また、公立図書館、学校図書館にアーカイブに関する専門的知識を有するアーキビストを配置することも必要である。日本では、現在、これら専門的知識を持つ職員の配置という概念があまりないが、これからは地域社会の活性化にとって、このような人材が不可欠である。

これらの専門的知識を持つ人材の育成は、主に大学や研究機関で行われるが、現在の大学や研究機関には、これらの人材育成のための組織や環境が十分に整っていない。国は、このような人材を育成するための環境を整備するとともに、その人材を適切な職場に配置するシステムを整える必要がある。

(4) 手話に関する法律の整備

手話に関しては、母語としての日本手話の意義を学校教育、社会教育に取り入れる前提として、法律の整備が急務である。1991 年の第 11 回世界ろう者会議決議（東京）には、次のように記されている。

子どもの言語の発達にとって、生後 3 年間は最も大切な時期である。したがって、就学前の子どもには手話を使う環境で成長する機会を与え、健聴の親には手話の使用についてカウンセリング・サービスと指導を提供しなければならない。あらゆる国々で、子どもの人権に関する国連児童憲章がろう児にも適用されることを認識すべきである。

また、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（2006 年 12 月 13 日の第 61 回国連総会において採択、日本では 2014 年 1 月 20 日公布）の第二条には、『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され⁵⁰、同第二十一条には、「手話の使用を認め、及び促進すること」と明記されている⁵¹。このような状況を踏まえて、日本でも基本的人権の一つである言語権を保障するための人権救済運動の動きが

50 障害者の権利に関する条約（日本政府公定訳）2014 年 1 月 20 日公布 <参考資料 6 >

51 障害者の権利に関する条約（日本政府公定訳）2014 年 1 月 20 日公布 <参考資料 7 >

起きているが⁵²、手話言語の使用者の人権を守るための法律の整備が遅れている。これらの整備が国としての喫緊の課題である。

ろう教育においては、日本手話の母語話者を教員として採用するための法律の整備が求められる。上記「障害者の権利に関する条約」第二十四条には、「締約国は、(中略)手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員(教育のいずれの段階において従事するかを問わない。)に対する研修を行うための適当な措置をとる」とある⁵³。しかし、現在、ろう教育に携わっている教員のほとんどは、日本手話の学習経験のない聴者、あるいは、日本手話を第二言語として学習する過程にある者である。聴覚特別支援学校においては、上記条約を遵守して、日本手話を母語とする教員(ろう教員を含む)を積極的に採用するとともに、ろう教育を担当する教員を専任とすることが求められる。

また、現行の聴覚特別支援学校の大多数では手指日本語が使われているが、冒頭で述べたように、手指日本語は日本語の一種であり、日本手話とは言語体系を大きく異にする。そこで、第一義的存在であり自然言語である日本手話を聴覚特別支援学校の教育に取り入れることが強く望まれる。更に、手話言語の学習、及び文字を用いた日本語の学習を、聴覚特別支援学校の必修科目である国語の教科に振り替えるといった柔軟なカリキュラムも必要である。

6 提言

音声言語(方言を含む日常的な話し言葉)やろう者にとっての手話言語は、日常生活の基盤であり、知的能力の基盤である。また、音声言語及び手話言語は、コミュニティの文化、社会、歴史と深く結びついており、人間文化とは如何なるものであるかを考える上で、極めて重要な役割を果たしている。しかるに近年、社会の変化に伴い、音声言語及び手話言語の多様性が急速に失われつつある。これらを今、記録しておかなければ、忘れ去られ、復元が不可能になってしまう。

これに対し、日本では文化庁が危機的な状況にある言語・方言、東日本大震災被災地の方言、アイヌ語等に関する委託事業を実施しているが、予算的には微々たるもので、体系的な音声言語の記録は行われていない。また、手話言語については、その言語権を保障する法律が整備されていない。

以上を踏まえ、次の四つを提言する。

(1) 音声言語及び手話言語のアーカイブの構築

総務省、文部科学省、厚生労働省等の関係省庁は、音声言語及び手話言語の多様性の

52 全国ろう児をもつ親の会編(2003)『ぼくたちの言葉を奪わないで！—ろう児の人権宣言』明石書店 [11]

全国ろう児をもつ親の会編(2004)『ろう教育と言語権—ろう児の人権救済申立の全容』明石書店 [12]

全国ろう児をもつ親の会編(2006)『ろう教育が変わる！—日弁連「意見書」とバイリンガル教育への提言』明石書店 [13]

53 障害者の権利に関する条約(日本政府公定訳)2014年1月20日公布 <参考資料8>

記録・保存のために、これらのデータの体系的な整備とアーカイブの構築に向けた方策をとる必要がある。また、このアーカイブが学校教育や日本語教育、地域コミュニティの活動、学術研究、情報産業等で活用されるよう、方策をとるべきである。

(2) 音声言語及び手話言語のアーカイブの活用

総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等の関係省庁は、上記アーカイブが有効に活用されるよう、方策をとる必要がある。主な活用として、次のようなものが想定される。学校教育においては、多様性の価値や自らの母語を客観的にとらえ直す教材、聴覚特別支援教育においては、日本手話の教材、日本語教育においては、地域の実情に合わせた日本語・方言の教材、地域活動においては、地域言語・手話言語のアーカイブの作成を軸とした地域コミュニティの活性化の素材、学術研究においては、日本語及び日本手話の研究のみならず多岐にわたる分野の研究の基盤資料、情報産業においては、多様な音声に対応した製品開発のための資源。

(3) アーカイブ構築・活用のための人材育成

多様な音声言語及び手話言語データの計画的な収集・整備やアーカイブの作成、及びデータの有効な活用のためには、音声言語や手話言語、及びそれに関連する IT 技術の専門的知識を有する人材の育成が急務である。国は、大学や研究機関等がこれらの人材を育成するための環境を整備する必要がある。また、国や地方自治体は、音声言語や手話言語、及びそれに関連する IT 技術の専門的知識を持つ人材を地方自治体、学校、公立図書館、学校図書館、介護・福祉施設等に適切に配置するシステムを整える必要がある。

(4) 手話に関する法律の整備

国は、諸外国に比べてたち遅れている手話言語に関する法律を整備し、基本的人権である言語権を保障すべきである。また、ろう教育にろう者が携わることができるよう、日本手話の母語話者を教員として採用するための法律を整備すべきである。

<参考文献>

- [1]井谷泰彦著『沖縄の方言札:さまよえる沖縄の言葉をめぐる論考』ボーダーインク、2006年.
- [2]井上史雄『変わる方言 動く標準語』ちくま新書、2007年.
- [3]井上文子・田原広史「全国方言談話資料データベースの作成に向けて」『大阪樟蔭女子大学日本語研究センター報告』9、93頁-102頁、2001年.
- [4]入里輝男・高嶺方祐・波照間永吉『竹富方言辞典』南山社、2011年.
- [5]河原達也「音声認識技術」『電子情報通信学会誌』98(8)、710頁-717頁、電子情報通信学会、2015年.
- [6]菊千代・高橋俊三『与論方言辞典』武蔵野書院、2005年.
- [7]木村晴美『日本手話と日本語対応手話(手指日本語) 一間にある「深い谷」』生活書院、2011年.
- [8]現代思想編集部編『ろう文化』青土社、2000年.
- [9]酒井邦嘉『言語の脳科学』中公新書、2002年.
- [10]佐藤亮一・井上文子編『方言音声談話資料 日本のふるさとことば集成』全20巻、国書刊行会、2001~2008年.
- [11]全国ろう児をもつ親の会編『ぼくたちの言葉を奪わないで！ーろう児の人権宣言』明石書店、2003年.
- [12]全国ろう児をもつ親の会編『ろう教育と言語権ーろう児の人権救済申立の全容』明石書店、2004年.
- [13]全国ろう児をもつ親の会編『ろう教育が変わる！ー日弁連「意見書」とバイリンガル教育への提言』明石書店、2006年.
- [14]富浜定吉『宮古伊良部方言辞典』沖縄タイムス社、2013年.
- [15]日本学術会議 日本の展望委員会 人文・社会科学作業分科会、提言『日本の展望ー人文・社会科学からの提言』、2010年4月5日.
- [16]日本放送協会編『全国方言資料』ソノシート版、1966年。(1999年にCD-ROM版)
- [17]萩野実咲・高橋祐樹・安藤禎晃・岡田謙一「音声入力を用いた電子トリアージ用情報伝達システム」研究報告コンシューマ・デバイス&システム(CDS)2013-CDS-6、8、1頁-8頁、情報処理学会、2013年.
- [18]文化庁委託事業『危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究事業報告書』大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国立国語研究所、2011年.
- [19]文化庁委託事業『危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究(八丈方言・国頭方言・沖縄方言・八重山方言)報告書』国立大学法人 琉球大学(国際沖縄研究所)、2014年.
- [20]文化庁委託事業『東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する予備調査研究事業報告書』国立大学法人 東北大学、2012年.
- [21]文化庁委託事業『東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業(青森県)報告書』学校法人弘前学院 弘前学院大学、2013年.
- [22]文化庁委託事業『東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する

- る調査研究事業（岩手県）報告書』国立大学法人 岩手大学、2013年.
- [23]文化庁委託事業『東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業（宮城県）報告書』国立大学法人 東北大学、2013.
- [24]文化庁委託事業『東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業（福島県）報告書』国立大学法人 福島大学、2013年.
- [25]文化庁委託事業『東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業（茨城県）報告書』国立大学法人 茨城大学、2013年.
- [26]文化庁委託事業『アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化に関する調査研究事業第2年次（北海道沙流群平取町）報告書』国立大学法人 千葉大学、2015年.
- [27]文化庁委託事業『危機的な状況にある言語・方言の保存・継承に係る取組等の実態に関する調査研究事業（アイヌ語）報告書』国立大学法人 北海道大学、2017年.
（[18]～[27]：http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo（2017年1月閲覧））
- [28]前川喜久雄編『講座 日本語コーパス1 コーパス入門』朝倉書店、2013年.
- [29]馬瀬良雄「言語形成に及ぼすテレビ及び都市の言語の影響」『国語学』125、13頁-27頁、1981年.
- [30]松原好次編著（2010）『消滅の危機にあるハワイ語の復権をめざして：先住民族による言語と文化の再活性化運動』（明石書店）
- [31]宮城信勇『石垣方言辞典』沖縄タイムス社、2003年.
- [32]梁川英俊（著）、鹿児島大学法文学部（著）（2011）『〈辺境〉の文化カーケルトに学ぶ地域文化振興』
- [33]山下浩司・小木理紗子・小暮悟・小西達裕・伊東幸宏「複数家電の連携操作が可能な家電音声入力インタフェースの構築」情報処理学会研究報告音声言語情報処理(SLP)、10(2009-SLP-075)、69頁-74頁. 情報処理学会、2009年.

<参考資料 1> 審議経過

平成26年

- 12月23日 科学と日本語分科会（第1回）
○第22期の議論のまとめと第23期の目標について

平成27年

- 3月28日 科学と日本語分科会（第2回）
○言語資料に関わる技術開発、管理・保管等について
寺沢憲吾氏（公立ほこだて未来大学・准教授）
「画像からの全文検索とその高速化」
内田順子氏（国立歴史博物館・准教授）
「映画情報の取得と活用方法 日本の初期民俗誌映画を事例として」
○公開シンポジウム「日本語の歴史的古典データベースが切り開く研究の未来」について
- 7月25日 科学と日本語分科会（第3回）
○情報学等との連携について
- 10月17日 科学と日本語分科会（第4回）
○新分科会の設立について
○科学と日本語分科会提言作成WGの設置について
○特任連携会員について
- 12月3日 科学と日本語分科会提言作成WG（第1回）
○提言「日本語に関する資料の統合的・横断的整備とその利用、並びに国際発信」（課題）に関する問題点の整理とテーマの絞り込みについて
○提言の骨子、及び執筆者（素案）の作成について
○今後のスケジュールについて

平成28年

- 2月20日 科学と日本語分科会（第5回）
○科学と日本語分科会（提言）骨子（案）v.2について
○平成28年度の開催計画調査への協力について
- 7月12日 科学と日本語分科会提言作成WG（第2回）（メール会議）
○科学と日本語分科会（提言）骨子（案）について
- 7月23日 科学と日本語分科会（第6回）
○科学と日本語分科会（提言）骨子（案）v.5について
○今後の開催スケジュールについて
- 8月20日 科学と日本語分科会提言作成WG（第3回）（メール会議）

○科学と日本語分科会（提言）（案）について
9月3日 科学と日本語分科会（第7回）

○科学と日本語分科会（提言）（案）について
12月17日 科学と日本語分科会（第8回）

○科学と日本語分科会（提言）（案）について

平成29年

2月12日 科学と日本語分科会（第9回）

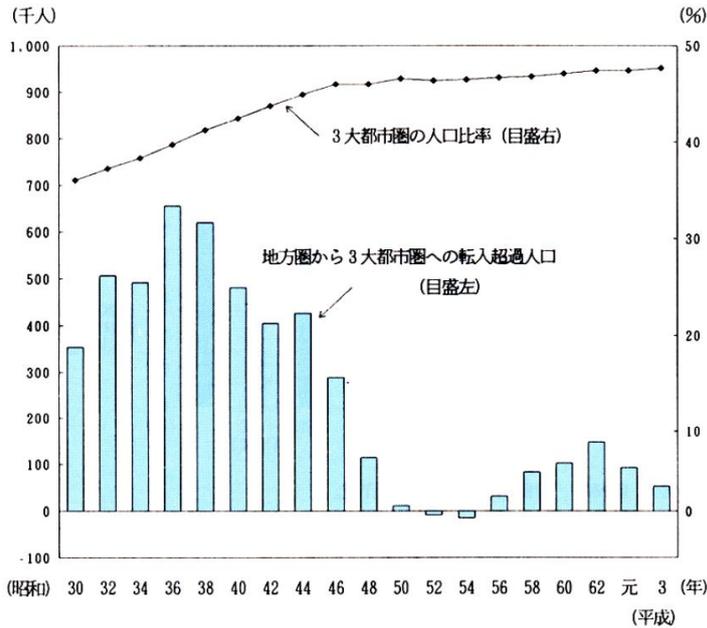
○科学と日本語分科会提言（案）について承認

6月23日 日本学術会議幹事会（第247回）

○提言（案）「音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用とそのため
の環境整備」について承認

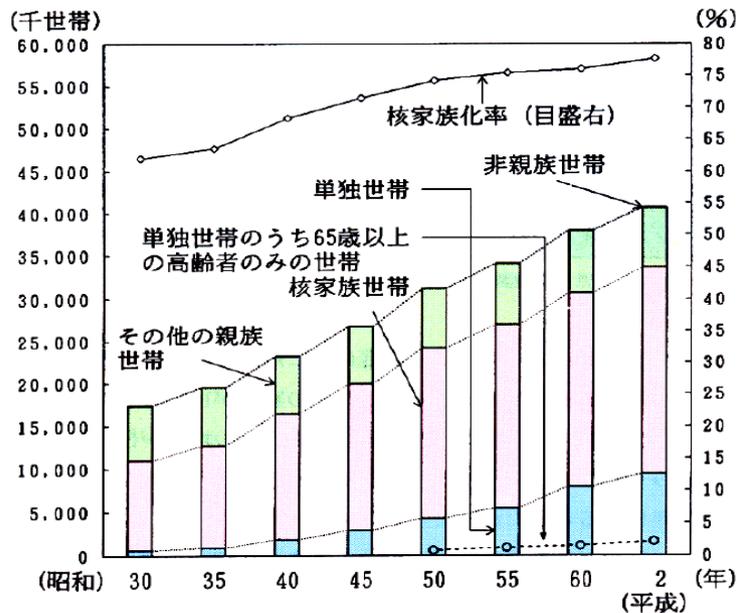
<参考資料2> 経済企画庁「国民生活白書 豊かな交流 人と人のふれあいの再発見」
 (1993) (<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h5/wp-pl93-000i1.html> 2017年1
 月閲覧) より

第1-2-1図 高度経済成長期に著しく進んだ都市化の状況



(備考) 1. 総務庁「住民基本台帳人口移動報告」により作成。
 2. 3大都市圏とは、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫の各都府県のことをいう。

第1-2-3図 核家族化は進展している

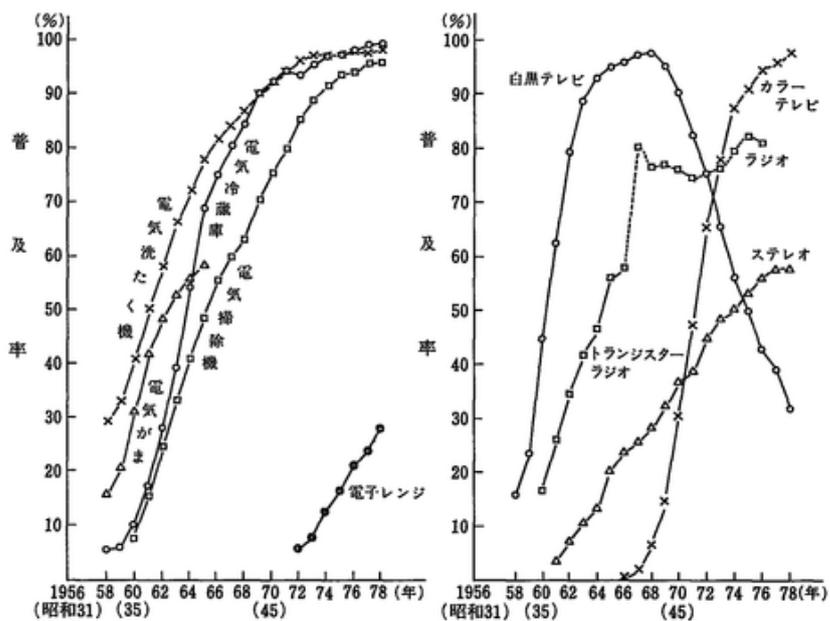


(備考) 1. 総務庁「国勢調査」、厚生省「国民生活基礎調査」により作成。
 2. その他の親族世帯+核家族世帯を「親族世帯」といい、親族世帯+非親族世帯+単独世帯を「一般世帯」(ただし、昭和55年までは「普通世帯」という)。
 3. 「核家族化率」とは、親族世帯数に占める核家族世帯数の比率である。

<参考資料3> 文部科学省「昭和55年版科学技術白書」(1993)

(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa198001/hpaa198001_2_009.html
2017年1月閲覧)より

第1-1-8図 主要家庭電気製品普及率



注) 都市の非農家における普及率である。
資料: 経済企画庁「経済要覧」

<参考資料4> “Atlas of the World’s Languages in Danger”

(<http://www.unesco.org/languages-atlas/> 2017年1月閲覧)より



＜参考資料5＞ 文化財保護法第二条

(1950年5月30日、最終改正：2004年6月13日)

(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25H0214.html> 2017年1月閲覧) より

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
 - 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
 - 3 この法律の規定（第九条、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

＜参考資料 6＞ 障害者の権利に関する条約第二条

(2014年1月20日公布)

(<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention131015.html> 2017年1月閲覧) より

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人々が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

＜参考資料 7＞ 障害者の権利に関する条約第二十一条

(2014年1月20日公布)

(<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention131015.html> 2017年1月閲覧) より

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

＜参考資料 8＞ 障害者の権利に関する条約第二十四条

（2014年1月20日公布）

（<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention131015.html> 2017年1月閲覧）より

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全か

つ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。